

藤沢市旅館業法施行条例の制定について  
藤沢市旅館業法施行条例を次のように定める。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市旅館業法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校等に類する条例で定める施設）

第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館
- (4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第2条第1項に規定する少年院
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 国，地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設，スポーツ施設その他の施設で，市長が指定したもの

2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称，位置その他必要な事項を告示しなければならない。

（意見を求める者）

第3条 法第3条第4項の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長（当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会）
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁  
(衛生措置の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による条例で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(宿泊拒否の事由)

第5条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(ホテルの構造設備の基準)

第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号の規定による条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

(旅館の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第2項第10号の規定による条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

(簡易宿所の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第7号の規定による条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、別表第4のとおりとする。

(下宿の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第4項第5号の規定による条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第5のとおりとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 1 営業施設の内外は、1日1回以上清掃すること。
- 2 各客室の収容定員は、次の基準によること。
  - (1) ホテル及び旅館にあっては、洋室は4.00平方メートルにつき1人、和室は3.30平方メートルにつき1人とする。ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に掲げる施設にあっては、洋室、和室いずれにあっては1.65平方メートルにつき1人とする。
  - (2) 簡易宿所にあっては、1.65平方メートルにつき1人とする。この場合、階層式のものにあっては、各階の有効面積を基礎として算出すること。
  - (3) 下宿にあっては、3.30平方メートルにつき1人とする。
- 3 客室にごみ箱を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置くこと。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、掛えり、浴衣、まくらカバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 5 洗面用水に水道水（水道法（昭和32年法律第177号）に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。
- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 7 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
  - (1) 水道水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。
  - (2) 浴槽水は1年に1回以上、原湯、原水、上り用湯及び上り用水は浴槽水が水

質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

- (3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされるようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。

- (3) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。
- (4) オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。
- (5) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (6) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (7) 原湯，原水，上り用水，上り用湯及び浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は，検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

## 9 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず，浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは，同項(2)（浴槽水に係る部分に限る。） ， (4)から(7)まで及び(9)から(15)までに掲げる基準は，適用しない。

### 別表第2（第6条関係）

- 1 建物は，乾燥した土地に建てられ，かつ，不潔な場所に位置しておらず，建物の床下は，通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁，屋根及び広告物の形態及び意匠は，周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は，次の要件を満たすものであること。
  - (1) 採光及び換気に必要な開口部は，自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
  - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には，換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有すること。

- (3) 洋式の客室には、水又は湯を供給できる設備を有すること。
  - (4) 和式の客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
  - (5) 客室には、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備を有すること。
  - (6) 客室には、エアシューターその他の客に面接しないで料金の受取ができる構造設備を有しないこと。
- 4 客その他の関係者が営業時間中自由に入出りできる玄関及び客の宿泊定員数に応じた適当な広さのロビーがあること。
- 5 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
- (1) 玄関帳場又はフロントは、ロビーと接続し、玄関を容易に見通すことができること。
  - (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 6 客の宿泊定員数に応じた適当な規模のいす及びテーブルを設けた食堂を有し、洋食を提供できる構造設備を有すること。
- 7 洗面所には、流水式洗面設備が設けられていること。
- 8 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備が設けられていること。
- 9 共同便所は、施設内に便所を設けていない客室がある場合は、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を設けていない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。
- 10 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備であること。
- 11 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
    - ア 外部から見通すことのできない構造であること。

イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で作られていること。

ウ 脱衣所が別に設けられていること。

エ 水又は湯を供給できる設備を有すること。

オ 汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること。

(2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。

(3) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。

(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。

(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

## 1.2 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第3（第7条関係）

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
  - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有すること。
  - (3) 洋式の客室には、水又は湯を供給できる設備を有すること。
  - (4) 和式の客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
  - (5) 客室には、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備を有すること。
  - (6) 客室には、エアシューターその他の客に面接しないで料金の受取ができる構造設備を有しないこと。
- 4 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関を容易に見通すことができること。
  - (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式洗面設備が設けられていること。
- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を設けていない客室がある場合は、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を設けていない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。

- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
    - ア 外部から見通すことのできない構造であること。
    - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で作られていること。
    - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
    - エ 水又は湯を供給できる設備を有すること。
    - オ 汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること。
  - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
  - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
  - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
  - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
  - (6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
  - (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
  - (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
  - (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのな

い構造であること。

#### 10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

#### 別表第4（第8条関係）

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
  - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有すること。
  - (3) 客室には、エアシューターその他の客に面接しないで料金の受取ができる構造設備を有しないこと。
- 4 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関を容易に見通すことができること。
  - (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式洗面設備が設けられていること。
- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を設けていない客室がある場合は、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を設けていない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。

- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
    - ア 外部から見通すことのできない構造であること。
    - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で作られていること。
    - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
    - エ 水又は湯を供給できる設備を有すること。
    - オ 汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること。
  - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
  - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
  - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
  - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
  - (6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
  - (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
  - (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
  - (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのな

い構造であること。

#### 10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

#### 別表第5（第9条関係）

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、建物の床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 客室は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であり、その面積は、その客室の床面積の7分の1以上であること。
  - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備を有すること。
  - (3) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
  - (4) 客室には、客の衣類等を入れられる戸棚、押し入れ等が設けられ、客の所持品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備を有すること。
- 3 客に応接し、又は客に対し宿泊者名簿に記入させることのできる帳場があること。
- 4 洗面所には、流水式洗面設備が設けられていること。
- 5 便所は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備が設けられていること。
- 6 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備であること。
- 7 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
    - ア 外部から見通すことのできない構造であること。

イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で作られていること。

ウ 脱衣所が別に設けられていること。

エ 水又は湯を供給できる設備を有すること。

オ 汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること。

- (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあっては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
- (3) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
- (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
- (6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

## 8 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

## 提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、旅館業法が改正されたことに伴い、旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準及びホテル等の構造設備の基準等について、新たに本市の条例において定める必要による。